

令和3年度保育所等関係者向けアレルギー相談事業実施要領【要領2】

保育所等からの相談に対し、アレルギー疾患を持つ子どもの保育所内における生活上の注意点などについて、医学的見地から助言、支援を行う。

1 対象施設

保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）

※保育所等職員からの相談を対象とします。保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

2 相談者（対象者）

保育士、調理員、看護師等

3 対象疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等

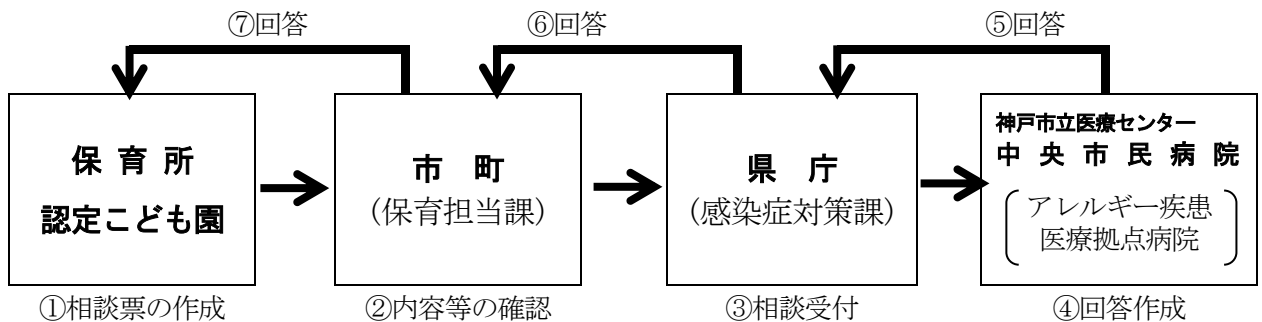
4 相談内容

- (1) 保育所内における生活上の注意点
- (2) 給食の対応（食物アレルギー対応）

5 相談員

神戸市立医療センター中央市民病院（アレルギー疾患医療拠点病院）のアレルギー専門医、看護師、管理栄養士、薬剤師

6 相談の流れ



- ① 相談者は、所定の様式により相談票を作成し、市町の保育担当課に電子メールで相談票を送付。
- ② 市町の保育担当課は相談内容等を確認し、県庁感染症対策課に転送。
- ③ 県庁感染症対策課は、相談申込書の受付を行い、神戸市立医療センター中央市民病院にメールを転送。
- ④ 神戸市立医療センター中央市民病院は、院内又は他のアレルギー疾患医療拠点病院^(※)の専門医師、看護師、管理栄養士、薬剤師等と連携して回答を作成。
- ⑤～⑦ 電子メールによる回答の送付（転送）。

【※兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院】

- ・神戸大学医学部附属病院
- ・兵庫医科大学病院
- ・神戸市立医療センター中央市民病院
- ・兵庫県立こども病院

7 その他

- ・ 治療に関する相談はできませんので、主治医に相談してください。
- ・ 緊急を要する相談には対応できません。また、回答に時間を要することがあります。
- ・ すでに回答した相談への再質問はご遠慮ください。1回の相談で解決するよう、相談内容はできるだけ詳しくお書きください。
- ・ 他の保育所関係者の参考になる内容については、個人情報や保育所が特定できる内容を除いた上で、県庁ホームページ等に掲載する場合があります。